

妊婦さんに
うれしいニュースです



**保健
だより**

このページに関するお問い合わせは
保健福祉課健康づくり係へ
☎56-2111 内線276・277

4月1日から

「妊婦一般健康診査」の費用助成が、2回から**5回**に増えます！
「超音波検査」の費用助成が、**5回**になります！！

妊婦さんの健康や、お腹の赤ちゃんの成長を知る大切な検査の費用助成を拡大し、妊娠・出産にかかる経済的負担を軽減します。ご不明な点は、保健福祉課健康づくり係までお問合せください。

■対象 住民票が小平町にある妊婦

■利用方法 ①妊婦一般健康診査受診票
②超音波検査受診票

母子手帳交付時に、
健康福祉センター、
各支所にて配布します。



北海道内の医療機関のみ利用できます。産婦人科受診時、受診票を提出してください。
費用助成拡大後の受診票は、平成20年4月1日からお渡しします。

■助成金額

	標準受診時期	妊婦一般健康診査	超音波検査
1回目	妊娠8週前後	9,950円	5,300円
2回目	妊娠20週前後	990円	〃
3回目	妊娠24週前後	2,690円	〃
4回目	妊娠30週前後	4,350円	〃
5回目	妊娠36週前後	2,690円	〃

【すでに受診票が配布されている方は…】

他市町村で配布され、小平町に
転入された方も含みます。

平成20年4月1日以降に受診予定で、追加配布を希望される方は、必ず下記を持参し、健康福祉センターまたは各支所へお越しください。

- ① 母子手帳（次回の受診予定日などを確認します）
- ② 配布されている「妊婦一般健康診査受診票」（新しい受診票と、交換します）

※妊婦一般健康診査受診票を全て利用した方でも、週数に応じた超音波検査受診票を配布できます。

※追加配布手続きが不可能な場合、すでに配布済みの受診票でも、4月1日以降利用可能です。